国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1376（2026.10.22）

令和８年熊本地震への対応（下）

―生活・産業への影響、復旧・復興に向けて―

I　令和 8 年熊本地震の概要
II　令和 8 年熊本地震における救難及び支援の状況
III　初動対応等で浮上した課題　（以上1375 号）
IV　令和 8 年熊本地震の影響と復旧・復興
　1　インフラ・ライフライン
　2　住宅
　3　商工業
　4　農林水産業
　5　観光
　6　子供の居場所・教育機関
　7　文化財
　8　医療・介護
　9　その他
復旧・復興に向けて　（以上本号）

キーワード：令和 8 年熊本地震、インフラ・ライフライン、生活・産業への影響、復旧・復興

令和 8（2026）年 7 月 28 日に熊本県熊本地方を震源として発生したマグニチュード 7.1、最大震度 7 の地震により、38 名の皆様の尊い命が失われました。心から哀悼の意を表します。平成 28 年熊本地震等からの復興途上での罹災となり、いまだ多くの方々が避難生活を余儀なくされています。被災した皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、復旧・復興に尽力されている方々に敬意を表しその安全をお祈りいたします。

本編は、おおむね令和 8（2026）年 10 月 6 日時点の情報に基づき、この地震の概況や被害状況、復旧・復興作業の進捗状況等の情報とともに、この間に明らかになった様々な政策課題を項目別にまとめたものです（上下 2 分冊の形で刊行）。国政審議の参考資料として御活用いただくことができましたら幸いです。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

第１３７６号

Ⅳ　令和 8 年熊本地震の影響と復旧・復興

1　インフラ・ライフライン

(1) 道路

高速道路について、令和 8（2026）年[1]7 月 30 日 5 時時点では 3 路線 17 区間約 142km にわたり通行規制が行われたが、復旧作業が進められ、九州を縦貫する大動脈である九州自動車道については、8 月 14 日 6 時、一部区間において対面通行部分は残るものの、全線で一般車両の通行が可能となった[2]。残る不通区間は、南九州自動車道の八代 JCT～八代南 IC（約 7km）のみとなっているが、同区間に位置する妙見第一橋（八代市）に重大な損傷が生じており、通行止めの解除は、令和 10（2028）年末頃とされている[3]。

一般道について、発災翌日の 7 月 29 日朝には被災地への主要アクセスが確保された[4]。また、補助国道は 1 県 3 区間（7 月 29 日 4 時時点）、県道等は 4 県 18 区間（7 月 30 日 9 時時点）で通行止めが生じていたが、10 月 1 日 17 時時点では、県道 1 か所を残して解除されている[5]。

(2) 鉄道・空港・港湾

7 月 28 日の地震発生後、九州各地で鉄道の運転が見合わせとなった。九州新幹線は、7 月 31 日までに博多―熊本間で、8 月 7 日に新水俣―鹿児島中央間で、9 月 18 日に熊本―新水俣間で運行を再開し、全線が復旧した[6]。在来線は、JR 九州・鹿児島本線の宇土―八代間でレールの歪（ゆが）みや電柱損傷等の被害が大きいため、バスによる代替輸送を実施しており、10 月 10 日

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和 8（2026）年 10 月 6 日である。なお、平成 28（2016）年 4 月 14 日及び同月 16 日に最大震度 7 を記録した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「平成 28 年熊本地震」）における復興に向けた課題等についてまとめた資料として、国立国会図書館調査及び立法考査局「平成 28 年熊本地震への対応（下）―復旧・復興に向けた課題―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』915 号, 2016.8.1. <https://doi.org/10.11501/10159403> を参照。

1 本稿に記載する日付の年が「令和 8 年」の場合、特に必要がない限り、「令和 8 年」を省略する。

2 「令和 8 年熊本地震による被災状況（道路）　260827_0600 時点」国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/road/content/002014480.pdf> 対面通行が行われている九州自動車道の川田橋（八代市）においては橋桁を交換する必要があり、本復旧は令和 9（2027）年末頃とされている（西日本高速道路株式会社「令和 8 年熊本地震による E3 九州自動車道　川田橋の 4 車線復旧見込みについて」2026.8.28. <https://www.w-nexco.co.jp/emc/emcpdfs/20260828140955-01.pdf>; 「川田橋「本復旧は未定」」『熊本日日新聞』2026.8.24.）。

3 西日本高速道路株式会社「E3A　南九州自動車道　妙見第一橋の復旧計画及び通行止め区間の解除の見通しについて―令和 10 年末頃に通行止めが解除となります―」2026.9.29. <https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/release/kyushu/r8/0929/pdfs/01.pdf>

4 九州を縦断する国道 3 号及び横断する国道 57 号の通行が可能となった（「令和 8 年熊本地震による被災状況（道路）　260827_0600 時点」前掲注(2)）。

5 国土交通省「令和 8 年熊本地震による被害状況等について（第 3 報）」2026.7.29, 7:00 現在, p.[2]. <https://www.mlit.go.jp/common/002019074.pdf>; 同「令和 8 年熊本地震による被害状況等について（第 7 報）」2026.7.30, 10:30 現在, p.[2]. <https://www.mlit.go.jp/common/002019078.pdf>; 国土交通省九州地方整備局災害対策本部「熊本県を震源とする地震の対応状況（第 46 報）」2026.10.1, 17:00 現在, p.16. <https://www.qsr.mlit.go.jp/content/000003262.pdf> なお、補助国道は、国道のうち都道府県又は指定都市が管理する区間を指す。

6 博多―熊本間は、7 月 29 日に博多―筑後船小屋間で、7 月 31 日に筑後船小屋―熊本間で運行を再開した。また、熊本―新水俣間は、高架橋の損傷等約 1,000 か所の被害が発生し、補修等に時間を要した。「交通網の寸断　停電断水続く」『東京新聞』2026.7.30; 「熊本地震　死者 35 人に　新幹線　熊本まで再開　「発生 72 時間」迫り捜索続く」『読売新聞』2026.7.31, 夕刊; 「熊本地震　新水俣―鹿児島中央　復旧　新幹線　全線再開は未定」『読売新聞』2026.8.7, 夕刊; 「九州新幹線が全線運行再開　52 日ぶり」『読売新聞』2026.9.19.

の運行再開を目指している[7]。また、第三セクター鉄道の肥薩おれんじ鉄道は、八代―肥後田浦間でバスによる代替輸送を実施しており、10 月 13 日の運行再開を目指している[8]。

震度 6 弱を観測した熊本空港では、滑走路が一時閉鎖されたが、7 月 29 日以降は通常運用となった。なお、7 月 28 日に 29 便、7 月 29 日に 14 便が欠航した[9]。

港湾では、主に熊本県の港湾で被害が確認された。八代港は特に被害が大きく、液状化で陥没やひび割れが発生したほか、コンテナの積み降ろしに使うクレーンも損傷した[10]。港湾管理者である熊本県からの要請を受け、8 月 3 日から国が同港の係留施設に係る応急措置等の管理を行っている[11]。国土交通省による応急復旧で、貨物船による荷役が順次再開された。10 月中にコンテナターミナルの暫定供用、おおむね 2 年以内に外港地区の復旧完了を目指している[12]。

（3）上下水道及び飲用井戸

上水道について、熊本・福岡・佐賀・長崎の 4 県において、最大断水戸数が合わせて約 108,100 戸となった。また、病院などの重要施設につながる水道管の耐震化が進んでいない地域を中心に、大きな損傷が生じたとされる[13]。

高市早苗内閣総理大臣は、8 月 4 日の非常災害対策本部会議（第 6 回）において、金子恭之国土交通大臣（当時）に対して「8 月末までにすべての被災地域で完全に断水が解消されるよう全力で取り組んでほしい」と指示した[14]。復旧作業には、公益社団法人日本水道協会が協力し、1 日最大 78 班約 270 人体制で全国の水道事業者及び工事業者が派遣された。その結果、発災 1 か月後の 8 月 28 日に水道本管の応急復旧が完了した[15]。ただし、引き続き自宅内の配管復旧などが必要な場合も残されている。このような復旧需要の高まりに備え、国土交通省は、8 月

---

7 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.10.5, 12:00 現在, p.7. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20261005.pdf>; 九州旅客鉄道株式会社「鹿児島本線（宇土駅～八代駅間）の運行再開について」2026.9.24. <https://www.jrkyushu.co.jp/news/__icsFiles/afieldfile/2026/09/24/20260924_Resumption_of_service_between_Uto_Station_and_Yatsushiro_Station.pdf> 補記: 本稿脱稿後の 10 月 10 日、在来線は当該区間の運行を再開し、全線が復旧した。

8 肥薩おれんじ鉄道株式会社「令和 8 年熊本地震による運休区間の運行再開について」2026.10.6. <https://www.hs-orange.com/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=1202&sub_id=1&flid=3764> 補記: 本稿脱稿後の 10 月 13 日、肥薩おれんじ鉄道は、当該区間の運行を再開し、全線が復旧した。

9 内閣府　前掲注(7), p.8.

10 国土交通省九州地方整備局災害対策本部　前掲注(5), pp.18-19.

11 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 55 条の 3 の 3 に基づき、国土交通大臣は、非常災害等の場合において、港湾の機能に支障が生じる等の港湾の管理者から要請があったときは、当該管理者の管理する港湾施設の管理を、期間を定めて自ら行うことができるとされている。国土交通省港湾局海岸・防災課「熊本県の八代港における国による港湾施設の一部管理の期間延長等について―令和 8 年熊本地震における対応―」2026.9.2. <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002019811.pdf>

12 八代港被災施設復旧技術検討委員会「八代港復旧設計方針」2026.9.30. 国土交通省九州地方整備局ウェブサイト <https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/saigaitaiou/pdf/hukkyuuhoushin_00.pdf>

13 国土交通省九州地方整備局災害対策本部　前掲注(5), p.15; 「熊本、断水なお 7 万戸超」『日本経済新聞』2026.8.1.

14 「令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 6 回）議事録」2026.8.4, p.8. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_dai6kai_giji.pdf>

15 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課（上下水道審議官グループ）「令和 8 年熊本地震における水道の応急復旧完了のお知らせ」2026.8.28. <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/002019281.pdf> 日本水道協会は、被災地における応急給水（全国からの給水車の派遣等）も行った（「令和 8 年熊本地震の対応について」2026.7.28. 公益社団法人日本水道協会ウェブサイト <http://www.jwwa.or.jp/topics/topics_20260729001.html>）。独立行政法人水資源機構も、可搬式浄水装置を氷川町民への入浴支援に活用した（「令和 8 年熊本地震被災地への給水支援活動（氷川町）」独立行政法人水資源機構ウェブサイト <https://www.water.go.jp/honsya/honsya/bousai/r807kumamotojishin/index.html>）。

26 日に水道事業者を紹介するコールセンターを開設した[16]。

下水道について、熊本県下の自治体において施設被害が生じたが、8 月 13 日には点検・応急復旧が完了し、引き続き本復旧に向けた工事が進められている[17]。

今回の地震では、上下水道に加えて、飲用井戸の断水も大きな問題となっている。熊本県には、全国有数の湧水や地下水を活用した飲用井戸等の小規模施設が多いとされ、令和 6（2024）年 3 月末現在の都道府県別水道普及率は、89.6%である（全国最下位、全国平均 98.2%）。県内市町村の数字を見ると、例えば、八代市は 52.1%、嘉島町は 3.0%である[18]。

そのため、上水道の復旧のみならず、井戸の断水への対応が急務となった。井戸の被災戸数は、八代市では約 4,500 戸とされた。国土交通省は、8 月 11 日、現地応急給水支援本部の下に、同省、熊本県、八代市及び一般社団法人全国さく井協会から成る井戸水対応チームを設置し、8 月 19 日、井戸の水の濁り等の原因調査や洗浄等の復旧支援作業を開始した。また、八代市は、8 月 13 日に罹災（りさい）証明の住宅損傷評価に井戸の被害状況を追加した[19]。

8 月 21 日、政府の非常災害対策本部会議において、高市総理大臣は、「個人の井戸の復旧についても、今般新たに、「災害救助費」などにより、支援ができるようにした」[20]と述べた。8 月 27 日公表の「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」では、井戸の「洗浄・補修に対する支援を行いつつ、県外工事業者などによる修繕等に係る掛かり増し経費を支援する」[21]と明記された。このような支援を踏まえ、熊本県又は熊本市は、1 世帯当たり 75 万 7000 円を上限に、応急修理費を補助している[22]。

（4）電気・都市ガス

電気については、発災直後に八代市や宇城市などで最大約 48,500 戸が停電した。この停電戸数は、平成 28 年熊本地震の際の約 10 分の 1 であった。今回は送電鉄塔の被害がなく、これに

---

16 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課（上下水道審議官グループ）「国土交通省　令和 8 年熊本地震　水道の宅内配管工事コールセンターの開設について」2026.8.25. <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002018202.pdf>;「（2026 年熊本地震）断水が解消　自治体・業者、大挙応援　家庭の配管修繕、時間かかる恐れ」『朝日新聞』2026.8.30;「なお水使えない世帯も」『熊本日日新聞』2026.9.5.

17 下水処理場は 6 施設、ポンプ場は 1 施設、管路は 7 自治体において被害があった。ただし、それぞれ、汚水処理機能、送水機能、流下機能には影響がなかった。国土交通省九州地方整備局災害対策本部　前掲注(5), pp.15-16; 国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課（上下水道審議官グループ）「令和 8 年熊本地震における下水道施設の応急復旧完了のお知らせ」2026.8.14. <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/002016837.pdf>

18 熊本県環境生活部環境局環境保全課『熊本県の水道　令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在』pp.[はじめに], 3-4. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/301020.pdf>

19 「頼みの井戸　復旧見通せず」『熊本日日新聞』2026.8.13;「井戸に関わるり災証明・被災証明について」2026.8.14. 八代市ウェブサイト <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326903/index.html>;「被災井戸　復旧支援開始」『熊本日日新聞』2026.8.20;「令和 8 年熊本地震非常災害復旧復興本部（第 1 回）各府省提出資料」2026.9.4, p.12. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/hukkyuhonbu_dai1kai.pdf> を参照。

20 「令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 12 回）・令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する関係閣僚会議（第 2 回）議事録」2026.8.21, p.9. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_dai12kai_giji.pdf>

21 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」2026.8.27, p.9. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/nariwai_honbun.pdf> 井戸の復旧後に周辺住民への給水に協力することを条件に、公益性を担保する形で災害救助費により対応することとされた（「この人に聞く・2026 熊本地震＝井戸復旧支援　公益性担保に　国土交通相　金子恭之さん」『熊本日日新聞』2026.9.4.）。

22 「【令和 8 年熊本地震】被災した井戸の応急修理について」2026.9.9. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/281177.html>;「【令和 8 年熊本地震】被災した住宅用井戸の応急修理を支援します」2026.9.29. 熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00373033/index.html>

は、前回の地震を受けて行った一部の鉄塔の基礎補強も奏功したと見られている[23]。九州電力送配電株式会社は、協力会社とともに最大約 1,500 人体制で復旧に当たり、発災 3 日後の 7 月 31 日には基幹となる高圧配電線の復旧を完了した。その後も家庭に近い低圧配電線や引込線の修理を続け、8 月 4 日までには停電をほぼ解消した[24]。また、連日の猛暑の中、主要な避難所や病院など一部施設には、電源車が配備され、停電解消を待たずに空調等が使えるようにされた[25]。

都市ガス[26]については、九州ガス供給区域である八代市での被害が大きく、8,892 戸へのガス供給が停止した。市街地南部では、ガス導管の損傷が多く、導管内に大量の水が混入し、混入箇所の特定作業に相当の時間を要した。復旧作業には、一般社団法人日本ガス協会を通じて派遣された他社からの応援隊を含め、最大約 690 人が従事し、8 月 14 日には、家屋が倒壊した 65 戸を除く復旧対象 8,827 戸への都市ガス供給が再開された[27]。

なお、熊本市などの西部ガス供給区域では、平成 28 年熊本地震の際には供給エリアのほぼ全域に当たる約 10 万戸へのガス供給が停止されたが、令和 8 年熊本地震の際のガス供給の停止は 481 戸にとどまり、7 月 29 日には復旧が完了した。これには、広範囲の供給停止を避けるために、①局所的遮断を可能とする低圧遮断方式の導入、②供給ブロックの 7 ブロックから 26 ブロックへの細分化等の対策を進めていたことも寄与したとされる[28]。

（5）通信・放送

熊本県内のインターネットサービス、企業等向け専用回線等の固定通信サービスに影響が生じたほか、県内 10 市町の一部エリアで大手携帯電話 4 社の通信状況に支障が生じた[29]。この際には、非常時に他の携帯電話会社のネットワークを一時利用する「JAPAN ローミング」が発動された[30]。7 月 30 日までに大手携帯電話 4 社の通信は、復旧ないし支障解消とされた[31]。平成 28 年熊本地震の際には復旧に 10 日程度かかったところ、約 2 日という比較的短期間で復旧が進められた背景には、低軌道衛星通信を用いて被災基地局の機能を補ったことが挙げられる[32]。

---

23 「九電、前回地震教訓に停電対策　「プッシュ型」で早期復旧」『日本経済新聞』（地方経済面　九州）2026. 8.29.

24 同上

25 同上

26 熊本県内におけるガス供給手段としては、LP ガスが広く利用され、消費者戸数は 460,860 戸とされている。LP ガス関連では、ガス容器や供給設備等への被害が発生した地域もあったが、倒壊した家屋等を除き、8 月 10 日時点で通常の供給体制に復旧している。一般社団法人全国 LP ガス協会災害対策中央本部「令和 8 年熊本地震の LP ガスの被害状況等について（第 3 報）」2026.8.14. <https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20260814.pdf>; 「令和 8 年熊本地震における LP ガス供給体制の復旧について」2026.8.13. 一般社団法人熊本県 LP ガス協会ウェブサイト <https://www.kumalpg.or.jp/news/20260813_4861>

27 「2026 年熊本地震　復旧までの 18 日間」『ガスエネルギー新聞』2026.8.31; 「都市ガス供給の復旧状況などについて（第 22 報）」2026.8.14. 九州ガスウェブサイト <https://www.kyugas.co.jp/kumamoto_info/49289/>

28 「保安対策に一定の効果　西部ガス HD」『ガスエネルギー新聞』2026.8.10; 「西部ガス「災害に強い西部ガス」実現」『ガスエネルギー新聞』2019.8.26.

29 総務省九州総合通信局「令和 8 年熊本地震への総務省の対応（通信インフラ関係）」（令和 8 年熊本地震に係る第 16 回政府非常災害現地対策本部会議、第 23 回災害対策本部会議　国資料）2026.8.15, p.1. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/316846.pdf>

30 フロントラインプレス「熊本地震でスマホを「圏外」にさせない！「JAPAN ローミング」本格発動、他社回線につながる仕組みと使い方は」『JBPress』2026.7.31.

31 総務省九州総合通信局　前掲注(29)　8 月 5 日までには固定通信サービスが復旧、同月 31 日までに停波していた基地局等も全て復旧した。総務省「令和 8 年熊本地震に関する被害状況等について（第 55 報）」2026.8.31, 16:30 現在, p.1. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001089787.pdf>

32 「低軌道衛星　参入の波」『読売新聞』2026.8.15. 具体的にはスターリンクが挙げられている。

このほか、公衆無線 LAN の開放、避難所等への衛星通信設備の貸出等を通じ、通信の確保が図られた[33]。

放送関係では、7 月 30 日、八代市内のケーブルテレビ事業者が非常用発電機の盗難の影響で停波し、約 400 世帯に影響が出たが、同日、発電機搬入の支援を受け復旧している[34]。

２　住宅

（1）被害の状況と課題

熊本県において被害が確認された住宅は 7 万棟を超えており、10 月 6 日時点で全壊が 2,515 棟、うち震度 7 を観測した氷川町で 526 棟、宇城市で 632 棟、震度 6 強を観測した自治体の 1 つである八代市で 1,052 棟などとなっている[35]。国土技術政策総合研究所の現地調査報告によると、築年数が比較的浅いと推定される建物の多くでは、外観上は大きな被害はなかったが、築 45 年超と見られる木造住宅や納屋等の倒壊が多数確認されており[36]、被害が大きくなった背景には、昭和 56（1981）年に定められた新耐震基準[37]を満たす住宅が少なかったことがあると見られている[38]。住宅の耐震化率は全国平均が 90%（令和 5（2023）年）であるのに対し、八代市は 81%（同年度末）、宇城市は 70%（令和元（2019）年度末）、氷川町は 55%（令和 2（2020）年末）と大きく下回っていた[39]。平成 28 年熊本地震で震度 7 の 2 度の揺れに襲われた益城町では、今回、八代市と同じ震度 6 強が観測されたが、全壊した住宅は 50 棟にとどまっている（10 月 6 日時点）[40]。平成 24（2012）年 3 月時点では 63.3%であった同町の耐震化率は令和 7（2025）年 10 月には 87.2%に上昇しており、濱田義之副町長は、前回の地震の被害を受け、新耐震基準の建物に建て直したり、大規模補修したりしたところが多いことから今回の揺れに耐えたのではないかと述べている[41]。

地方において住宅の耐震化が進まない要因の 1 つとして高齢化が指摘されている[42]。工事費用は場合によって数百万円程度かかることもあることから、年金収入で生活する高齢者にとっては大きな負担であり、家を継ぐ人がいないなどの事情から工事を諦めるケースもあるとの指

---

33 渡邊悠太「熊本地震で発動中、無料で使える Wi-Fi「00000JAPAN」利用時に注意すべき 3 つのポイント」2026.7.30. Internet Watch ウェブサイト <https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/2129256.html>; 「携帯基地局の地震対策支援、通信会社も対象に　総務省」『日本経済新聞』2026.8.13.

34 総務省「令和 8 年熊本地震に関する被害状況等について（第 14 報）」2026.7.31, 7:00 現在, p.2. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001084848.pdf>; 総務省九州総合通信局　前掲注(29), p.2.

35 「令和 8 年熊本地震による人的被害等の状況（10 月 6 日 14:00 時点）」（熊本県災害警戒本部「令和 8 年熊本地震に係る被害情報【第 61 報】」）<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/282238_901767_misc.pdf>

36 国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所「令和 8 年熊本地震による木造建築物の被害調査報告（速報）」2026.8.31. <https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/saigai/R8/kumamotomokuzoutyousa.pdf>

37 昭和 56（1981）年の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の改正により、建築物の耐震基準が強化され、従来の「震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない」ことを検証することに加え、「震度 6 強～7 に達する程度の地震で倒壊・崩壊しない」ことの検証を行うこととされた。「自宅や周囲にある建物は大丈夫？　住宅・建築物の耐震化のススメ」2016.6.9. 政府広報オンラインウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20200301151348/https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201402/3.html>

38 「住宅耐震遅れ、高齢化が壁」『日本経済新聞』2026.8.29.

39 「住宅の耐震化率（全国）」国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001864405.pdf>; 「市区町村別の住宅の耐震化率（令和 7 年 4 月 1 日時点）」同 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001845181.pdf>

40 「令和 8 年熊本地震による人的被害等の状況（10 月 6 日 14:00 時点）」前掲注(35)

41 「（2026 年熊本地震）耐えた住宅、10 年前の教訓　被災 98%から進んだ耐震化」『朝日新聞』2026.9.2, 夕刊.

42 「住宅被害に大きな地域差　耐震化率低い氷川町では被害率 66%」『日経アーキテクチュア』1319 号, 2026.9.10, pp.46-47.

摘がある[43]。熊本県では、木造戸建て住宅の耐震化を加速しようと平成 29（2017）年度に補助制度を創設した。市町村と連携して耐震改修工事費の最大 9 割（上限額 157 万 5000 円）を支援し、初年度に 178 件、平成 30（2018）年度に 334 件の利用があったものの、その後は減少傾向で、令和 5（2023）年度は過去最低の 61 件まで減っていたと報じられている[44]。

（2）支援の動向

熊本県内の市町村では、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理が実施されている。住宅の応急修理とは、災害のため住宅が中規模半壊、半壊若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を支援する制度[45]であるが、申請は低調との報道がある。同制度の利用が進まない理由として申請に必要な罹災証明書の交付が遅れていることが挙げられている[46]。

熊本県は、応急段階における被災者の住まいを確保するため、賃貸型応急住宅を提供しているほか[47]、10 月 2 日現在、八代市や宇城市など 3 市 3 町において建設型応急住宅 710 戸を整備しており[48]、9 月 5 日には氷川町で最初の入居が始まった[49]。また、熊本市においても、賃貸型応急住宅が提供され建設型応急住宅 50 戸が整備された[50]。平成 28 年熊本地震では最初の建設型応急住宅の着工は前震の 15 日後であったのに対し、今回は地震発生 6 日後に着工し、入居は

---

43 「住宅耐震 高齢化の壁」『熊本日日新聞』2026.8.5.

44 「熊本県の建築物耐震化に向けた取り組み」2026.6.29. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51288.html>; 「［検証熊本地震　10 年前の教訓］（中）井戸を往復　1 日 30 回」『読売新聞』2026.8.29.

45 住宅が半壊以上の被害を受けた場合は 757,000 円、準半壊の場合は 367,000 円を上限に、修理費用を市町村が直接業者に支払う。全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合には対象となる。なお、修理期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合、応急修理を申し込んだ日から最長 6 か月間、賃貸型応急住宅の入居が可能である。内閣府政策統括官（防災担当）「災害救助事務取扱要領」2026.6, pp.123-145. <https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf>; 「令和 8 年熊本地震における住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領」熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/315819.pdf>

46 「応急修理申請まだ 268 件　熊本地震、完了 6 件のみ　罹災証明遅れが背景」『共同通信』2026.9.15.

47 9 月 30 日現在、347 戸 810 人が県の提供する賃貸型応急住宅に入居している。「令和 8 年熊本地震に係る賃貸型応急住宅の供与について」2026.7.31 更新. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/275223.html>; 健康福祉政策課 すまい対策室「【令和 8 年熊本地震】応急仮設住宅等の入居状況について（9 月 30 日現在）」2026.10.2. 同 <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/319769.pdf>

48 健康福祉政策課・住宅課「建設型応急住宅の完成について」2026.10.2. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/319774.pdf> なお、建設型応急住宅の一部については、平成 28 年熊本地震の際に広まった「くまもとモデル」と呼ばれる一般住宅に近い性能を備えた長期利用が可能な木造住宅の建設が進められている。また、同地震の際と同様に、入居者の交流を促進するよう木造の集会施設「みんなの家」の整備も進められている。「30 年住める木造仮設住宅、熊本の被災地で広がる　地元工務店が建設」『日本経済新聞』（電子版）2026.9.16; 「令和 8 年熊本地震における仮設住宅団地に整備する「みんなの家」について」2026.9.25 更新. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/277965.html>

49 「（2026 年熊本地震）仮設住宅、氷川で入居開始」『朝日新聞』2026.9.6.

50 平成 30（2018）年 6 月、災害救助法が改正され、救助実施市の指定制度が創設された。同制度は、東日本大震災、平成 28 年熊本地震を教訓に、地域全体の災害対応の底上げを図ることを目的として、内閣総理大臣の指定する救助実施市（対象は指定都市）の長による自らの救助の実施を可能とするものである。熊本市は平成 31（2019）年 4 月 1 日から救助実施市に指定されており、今回の地震では救助の実施主体となっている。「令和 8 年熊本地震に係る賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与について」2026.9.15. 熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372264/index.html>; 「建設型応急住宅について」同 <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372491/3_72491_515011_up_qo230a5x.pdf>; 内閣府政策統括官（防災担当）「災害救助法の概要（令和 8 年 6 月）」p.1. <https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_a7.pdf>; 同「災害救助法の制度概要（令和 8 年 6 月版）」pp.32-35. <https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b2.pdf>

13 日早く始まった[51]。熊本県の担当者は「関係者との連携がスムーズになっている」としている[52]。また、入居の申込みに当たっては、罹災証明書によって住宅の被害状況を確認することとなっているところ、8 月 3 日に内閣府から事務連絡が発出され、証明書が交付されていない場合でも、全壊状態であることが確認できる写真などがあれば申込みができることとなっている[53]。

建設型応急住宅の整備が進む中で適地の確保が課題となっている。内閣府の「建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き」では、建設型応急住宅の建設候補地とすべきではない土地の主な条件として「津波・洪水、土砂災害、噴火等の被害を受ける可能性がある」ことが挙げられているが[54]、今回の地震に伴い整備されている建設型応急住宅の多くが洪水の浸水想定区域内に位置している[55]。氷川町では、町内で建設型応急住宅を建設できる土地の確保が難しいことから、県内で初めての 2 階建ての建設型応急住宅が整備された。1 世帯が 1、2 階を使うメゾネット式で、垂直避難が可能であり、同じ土地面積で平屋建ての 1.5 倍の戸数を建設できるとされている[56]。また、熊本県は、作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により自宅を離れることが難しい被災者を対象に、自宅敷地内への建設型応急住宅の設置を進めており[57]、政府の「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」においても、自宅敷地における建設を支援する旨が明記された[58]。

3　商工業

(1) 製造業

今回震度 6 弱以上の揺れを記録した宇城市、熊本市、八代市、合志市、大津町等には、半導体や自動車関連の工場が立地している。平成 28 年熊本地震では、被災した自動車部品工場の稼働再開までに数か月を要したことにより、部品の供給停滞が国内各地での自動車生産に影響を与えたが、今回は比較的早期に復旧した企業が多かった[59]（表）。平成 28（2016）年とは震源の位置等が異なったことに加え、耐震補強や部品在庫の増量、データベースを用いた代替調達先の検索といった BCP（事業継続計画）の整備が奏功したとされる[60]。

一方で、煙突が折損し死者も出た日本製紙八代工場は、操業再開のめどが立っていない。九州唯一の新聞用紙生産拠点であった同工場の被災を受け、同社の宮城県の工場や他社から新聞

---

51 平成 28 年熊本地震では、前震が 4 月 14 日に発生した後、最も早いもので同月 29 日に着工、6 月 5 日に入居を開始した。内閣府政策統括官（防災担当）「建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き」2021.5, p.72. <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kenchiku_zenpen.pdf>

52 「社説　仮住まいの確保　個別のニーズくみ取って」『熊本日日新聞』2026.8.17.

53 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）「被災者の住まいの確保に向けた留意事項について」（令和 8 年 8 月 3 日事務連絡）<https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/tsuuchi_5.pdf>; 「（2026 年熊本地震）仮設住宅、氷川で入居開始」前掲注(49)

54 内閣府政策統括官（防災担当）　前掲注(51), p.42.

55 「仮設 216 戸　浸水想定区域」『熊本日日新聞』2026.8.23.

56 「社説　仮住まいの確保　個別のニーズくみ取って」前掲注(52); 「熊本地震、被災の氷川町に 2 階建て仮設住宅、自宅敷地での仮設も推進」『朝日新聞デジタル』2026.8.13; 「仮設 6 割　浸水想定区域に」『読売新聞』2026.9.6.

57 「【令和 8 年熊本地震】自宅敷地内への建設型応急住宅について」2026.8.26 更新. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/278285.html> 平成 28 年熊本地震の際には、市町村が主体となり例外的に自宅敷地内へ建設型応急住宅を設置したケースがあった。「令和 8 年（2026 年）8 月 13 日　知事定例記者会見」2026.8.13 更新. 同 <https://www.pref.kumamoto.jp/site/chiji/277568.html>

58 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部　前掲注(21), p.3.

59 「熊本半導体　10 年前の教訓」『産経新聞』2026.8.13; 「自動車工場、早期に復旧」『産経新聞』2026.8.28.

60 「熊本製造業、復旧に濃淡」『朝日新聞』2026.8.28.

用紙の代替供給が行われている[61]。八代工場と取引のあった地元企業への影響も懸念され、八代市は同工場の復旧支援のため、ふるさと納税によるクラウドファンディングを実施している[62]。

表　令和 8 年熊本地震の影響を受けた主な企業

業種	企業名	被災・復旧等の状況、サプライチェーンへの影響
自動車	ホンダ	二輪車を製造する熊本製作所（大津町）が稼働停止。8 月 5 日から段階的に生産を再開し、24 日に完成車の生産を再開。自動車部品メーカーの被災により、埼玉県と三重県の工場、三重県の子会社も稼働を停止し、8 月 20 日から生産再開
	トヨタ自動車	自動車部品メーカーの被災により、トヨタ自動車九州の福岡県の 3 工場が稼働停止。8 月 6 日から稼働再開。愛知県田原工場も稼働を停止し、8 月 17 日から稼働再開
自動車部品	アイシン	アイシン九州の工場（熊本市）が稼働停止。8 月 2 日以降順次稼働再開
	Astemo	Astemo 宇城の工場（宇城市）が稼働停止。8 月 19 日から全生産ラインで量産再開
半導体	ルネサスエレクトロニクス	錦工場（錦町）、川尻工場（熊本市）が稼働停止。錦工場は 7 月 29 日から稼働再開。川尻工場は 8 月 4 日から稼働を再開し、23 日に地震前と同水準の生産体制に復帰
	TSMC	熊本工場（菊陽町）が稼働停止。8 月 3 日に地震前と同水準の生産体制に復帰
パルプ・紙	日本製紙	八代工場（八代市）の煙突が折損し、9 人が死亡。操業再開のめどは立っていない

（出典）各社ウェブサイト等を基に筆者作成。

（2）小売業

地震発生後には県内主要スーパーの約 3 割が休業した[63]。8 月中旬には営業を再開する店舗が増えたものの、一部の地域では休業が長期化し、日常の買物に困る住民も発生している[64]。コンビニエンスストアは、被害の大きかった地域においても、地震発生 1 週間後には 8 割以上の店舗で営業が行われた[65]。コンビニエンスストア大手 3 社は平成 29（2017）年に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める指定公共機関に指定され、災害時の物資供給の役割を担うこととなっていたため[66]、通行規制道路も配送に使用でき、今回の早期再開につながったとされる[67]。

4　農林水産業

（1）被害の状況

熊本県を中心とした九州地方の 7 県からの報告により農林水産省がまとめた農林水産関係の被害額（10 月 5 日時点）は、1619.1 億円（平成 28 年熊本地震は 1772.5 億円）に上る[68]。このうち、選果場などの共同利用施設（355.3 億円）や、水路やため池といった農業用施設等（900.7

61 「新聞用紙を代替供給」『日本経済新聞』2026.8.19.

62 「熊本製造業、復旧に濃淡」前掲注(60); 八代市ふるさと納税推進室「ふるさと納税によるクラウドファンディングを開始」2026.8.17. <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326926/3_26926_shiryou1_rtwarpyb.pdf>

63 「食品界に深刻な被害」『日本食糧新聞』2026.7.31.

64 「トライアルやドンキ、熊本地震から相次ぎ営業再開」『日経速報ニュースアーカイブ』2026.8.20; 「日常の買い物 困る市民」『熊本日日新聞』2026.8.18; 「日奈久唯一のスーパー閉店」『熊本日日新聞』2026.9.18.

65 「令和 8 年熊本地震への経済産業省の対応（8 月 4 日（火）時点）」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/2026_kumamoto/pdf/20260804_1.pdf>

66 「災害時、物資支援の拠点に　小売りの 7 社指定公共機関に」『日経 MJ（流通新聞）』2017.6.30.

67 「［検証熊本地震　10 年前の教訓］（下）中小事業者　遠い再建」『読売新聞』2026.8.30.

68 内閣府　前掲注(7), p.26; 同「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」2019.4.12, 18:00 現在, pp.19-20. <https://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_55.pdf>

億円）の被害額は、平成 28 年熊本地震（それぞれ 34.6 億円、434.9 億円）を上回る[69]。

熊本県では、上述の施設等の損傷に加えて、ナシなどの果樹の落果、農地の法面（のりめん）崩れ、農業用ハウスや畜舎の倒壊・損壊、林産物加工施設や漁港施設の損傷など、広範な被害が確認されている。特に水路の損傷等により農業用水が不足し、成長期の水稲や、被災地域で生産が盛んなトマトやイチゴ、いぐさなどの農作物の栽培への影響に懸念が生じた。いぐさを原料とする畳表についても、地震による織機の破損や作業場の倒壊が確認された[70]。

（2）政府等の対応と復旧・復興に向けた状況

農業用水の不足に対して、農林水産省は熊本県等と連携し、幹線水路が被災した八代市や氷川町でポンプや給水車の設置、水路の復旧工事等を行った。同県では農業用水路の応急復旧を 9 月 20 日までに完了したが、水の供給は十分でなく、ポンプの設置等は継続することとした[71]。

政府が 8 月 27 日に公表した「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ（農林水産関係）」には、被災農林漁業者等への金融支援や営農再開に向けた支援、機械やハウス、共同利用施設等の再取得・修繕への支援、農地・農業用施設等の早期復旧等の支援などが盛り込まれている[72]。

平成 28 年熊本地震では、復興に際して被災農家の営農再開 100%という目標が掲げられ、発災から約 5 年後に達成された[73]。令和 8 年熊本地震では、令和 7（2025）年 8 月の豪雨に続く被災となった農家も少なくなく、高齢化等を背景に減少傾向にあるいぐさ農家などでは、離農の加速が懸念されている[74]。熊本県は、発災 2 か月時点で残る課題として、共同利用施設の復旧支援や、いぐさ生産・畳表加工用の機械の修繕・再取得に向けた長期的支援等を挙げた[75]。

5　観光

（1）熊本県の観光関連施設の被害状況

10 月 5 日時点で宿泊施設 12 件、観光施設 1 件の建物被害が報告されており、いずれも営業休止となっている[76]。また、8 月 21 日時点における宿泊施設の被害は、建物・設備等のハード被害のみで 62 億円に上っているほか、関係団体や市町村を通じた県内宿泊施設のキャンセル

---

69 内閣府　前掲注(7), p.27; 「農水被害は 1109 億円」『日本農業新聞』2026.8.28; 内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」同上

70 「農地 30 カ所　施設 172 カ所損壊」『日本農業新聞』2026.8.1; 「農業被害深刻　復旧急ぐ」『熊本日日新聞』2026.8.6; 「社説　農業被害深刻　産地の維持へ支援手厚く」『熊本日日新聞』2026.8.9 等。

71 農林水産省九州農政局「令和 8 年熊本地震に関する農林水産省の活動―発災から 1 か月間のあゆみ―」（第 2 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議資料）2026.9.4, pp.31, 34-40. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/281911_899501_misc.pdf>; 「農業用水路　応急復旧が完了」『日本農業新聞』2026.9.21. 本格的な復旧工事の開始は令和 9（2027）年度になるとみられている。

72 農林水産省ほか「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ（農林水産関係）」2026.8.27. <https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/attach/pdf/260827_1-2.pdf>

73 目標は、農地や営農施設の復旧事業により営農再開を目指す農家を対象とするもの。熊本県「熊本地震からの創造的復興について」（第 8 回平成 28 年熊本地震復旧・復興本部会議資料）2021.4.16, p.12. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/138299.pdf> ただし、平地のみで再開した農家も多く、中山間地域ではやむなく耕作放棄された農地があるとされる（「【社説】熊本地震 10 年　誰もが実感できる復興を」2026.4.14. 西日本新聞ウェブサイト <https://www.nishinippon.co.jp/item/1481294/>）。

74 「社説　農業被害深刻　産地の維持へ支援手厚く」前掲注(70); 「イ草農家、離農の危機」『産経新聞』2026.8.7.

75 熊本県「第 5 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.9.28, p.14. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/281911_899528_misc.pdf>

76 内閣府　前掲注(7), p.15.

状況調査（7/28～8/21（10 時時点の情報））によれば、キャンセル人泊数は約 190,600 人泊、キャンセル額は約 27 億円となっている[77]。

（2）九州地方の観光客の減少

地震発生後の 8 月 1 日から 7 日までの熊本県の来訪者数は 67.2 万人であり、前年と比較すると 23.0%の減少だった。また、この期間の県内の宿泊者数は 12.4 万人であり、前年と比べて 11.2%減少しており、特に阿蘇市や南小国町、天草市、上天草市といった主要観光エリアで大幅に減少している。同県以外でも鹿児島県や長崎県で来訪者や宿泊者が大きく減少するなど九州広域にわたる影響が指摘されている[78]。

（3）観光復興に向けた課題及び政府の施策

観光需要回復への支援や風評被害対策が各県から要望されており[79]、政府は 10 月 1 日から九州ふっこう応援割を開始した[80]。これは九州地方における 1 泊以上の旅行・宿泊商品を対象として、旅行・宿泊料金の 50%（熊本県・鹿児島県は 60%）を割引することにより、観光需要の回復を図るものである[81]。また、九州の地方知事会、経済連合会等から成る九州観光機構は、各県同様の要望に加え、公共交通ネットワークの早期復旧や観光地の再興、宿泊観光産業の経営支援、緊急時の避難体制整備等の安全・安心な観光地づくりについても求めている[82]。このほか、インバウンド需要の回復も課題とされる[83]。

６　子供の居場所・教育機関

（1）子供の居場所

熊本県内各地で保育所や学童保育が一時休止し、夏休み中の発災であったことも相まって、子供の居場所の確保が重要な課題となった[84]。こども家庭庁は、保育所等が再開するまでの子供の居場所について、各避難所に 1 か所ずつ、発災当日から 2～3 日以内に開設することを理想としている[85]が、自治体の動きは鈍いと報じられており[86]、子供に関わる民間団体等が主導し

---

77 「各部報告資料　【観光文化部】」（令和 8 年熊本地震に係る第 19 回政府非常災害現地対策本部会議、第 26 回熊本県災害対策本部会議）2026.8.21, p.[24]. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/317411.pdf>

78 公益財団法人九州経済調査協会調査研究部「令和 8 年熊本地震による観光人流の変化（2026 年 8 月上旬）」2026.8.19, p.1. <https://www.kerc.or.jp/report/2026/08/819.html>

79 熊本県「令和 8 年熊本地震からの復旧・復興に係る緊急要望」2026.8, p.6 <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/316958.pdf>; 福岡県「令和 8 年熊本地震　観光産業の支援に関する要望書」2026.8.19. <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/295815.pdf>; 長崎県「令和 8 年熊本地震 観光振興に関する国への要望について」2026.8.14. <https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/51527.html>

80 このような観光復興に向けた支援には令和 8 年度予備費が充てられている。「令和 8 年度国土交通省関係予備費の使用について」2026.8.28, p.3. <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002019000.pdf>

81 「九州ふっこう応援割」2026.9.24 最終更新. 観光庁ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/kankocho/page13_00002.html>

82 一般社団法人九州観光機構「九州はひとつ！観光復興はオール九州で！ 「令和 8 年熊本地震 九州観光復興に関する緊急要望書」を提出しました」2026.8.19. <https://www.welcomekyushu.jp/kaiin/files/NewsDetail_15152_file.pdf>

83 「〔熊本地震〕熊本地震 1 カ月　九州観光業続く苦境」『毎日新聞』2026.8.28.

84 「熊本地震、子どもの居場所がない 避難所すみっこでゲーム、親も限界」『朝日新聞デジタル』2026.8.9.

85 こども家庭庁「【ハンドブック】災害時のこどもの居場所づくり」p.3. <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ed7b9ebf-b482-4bcc-b257-e02fb46f70cb/60779eb5/20260414_policies_ibasho_saigaiji_04.pdf>

86 「〔熊本地震〕熊本地震　夏休み×避難　求ム　子の居場所」『毎日新聞』（大阪本社版）2026.8.10.

て複数の子供の居場所を開設した[87]。有識者は、自治体の地域防災計画の中で子供への支援を詳しく定め、発災後すぐに子供の居場所を設け、専門集団を呼び込める仕組みを作っておくべきであると指摘している[88]。

（2）教育機関

九州及び山口県、高知県の 9 県 651 校の学校施設において、柱、梁の損傷やひび割れ、内装材、設備などの剥がれや落下等の被害が確認され[89]、熊本県では公立学校 363 校が被災した[90]。同県内では小中学校 32 校を含む 37 校が避難所とされた[91]ため、教室が避難所となり新学期の始業を遅らせた学校もあったが、9 月 1 日までに全ての公立学校で授業を開始した[92]。給食センターが被災した地域では、復旧まで簡易給食が提供された[93]。能登半島地震を受けて文部科学省が構築した「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」の取組の 1 つである学校支援チームが、学校の早期再開へ向けた支援を行うために 9 都府県及び熊本県から市町に派遣された[94]。児童生徒・教職員の心のケアのため、被害が大きい地域やニーズが高い地域・学校への重点的なスクールカウンセラーの派遣等が行われている[95]。このほか、震源に近い国・私立学校、大学や高等専門学校での物的被害も大きい[96]。

7　文化財

国指定・登録文化財等の被害は、熊本県、福岡県、長崎県等の 5 県で 103 件に上る[97]。熊本県内で被害を受けた県・市町村指定、未指定を含む文化財は 346 件[98]である。熊本城では 40 か所で石垣の崩落等が確認されたが、平成 28 年熊本地震で被害を受けて修理予定だった部分が多

---

87 開設された子供の居場所の数は、8 月 17 日時点で 14 か所と報道されている。「熊本の子どもに「居場所」届け」『東京新聞』2026.8.24, 夕刊. なお、こども家庭庁は、令和 8 年熊本地震により被災した子供の心の負担軽減や回復等を目的として、遊び場や学習のためのスペースを含め、安心・安全に過ごすことができる子供の居場所の設置や運営に取り組む自治体や民間団体等に対し、必要となる費用の補助を行っている。「災害時のこどもの居場所づくりについて」こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/saigaiji>

88 「熊本地震、子どもの居場所がない 避難所すみっこでゲーム、親も限界」前掲注(84)

89 文部科学省「令和 8 年熊本地震による被害情報（第 19 報）」2026.8.28, p.3. <https://www.mext.go.jp/content/20260831-ope_dev02-000051305_1.pdf>　国立学校施設、公立学校施設及び私立学校施設の合計。

90 363 校の内訳は、県立 64 校、市町村立 299 校である。熊本県「第 4 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.9.18, p.27. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/281911_899519_misc.pdf>

91 文部科学省「令和 8 年熊本地震による被害情報（第 9 報）」2026.8.4, p.3. <https://www.mext.go.jp/content/20260805-ope_dev03-000051305_1.pdf> 避難所の冷房設備については上巻Ⅲ4(1)参照。

92 「熊本、小中 3 校で始業遅れ」『日本経済新聞』2026.8.22; 熊本県　前掲注(90)

93 10 月 5 日までに全ての学校で通常給食が開始された。熊本県　同上; 「「温かい給食が食べられてうれしい」地震の影響でレトルト給食だった八代市で通常給食が再開」2026.9.24. 熊本県民テレビウェブサイト <https://news.ntv.co.jp/n/kkt/category/society/kk72e5befab51844b5b329a34730da4d15>

94 熊本県　同上; 同「第 2 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.9.4, p.47. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/281911_899501_misc.pdf>; 「校内に避難所、他校で間借りも…学校始まった熊本　再開へ応援チーム」『朝日新聞デジタル』2026.8.29.

95 スクールカウンセラーの追加配置は国費で実施する。熊本県　前掲注(90); 「松本大臣が熊本地震の被災地を視察　中長期的な児童・生徒の心のケアのため、全額国費でスクールカウンセラーを追加配置」2026.8.31. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2026/20260831_2.html>

96 例えば「平成音楽大 再び被災」『熊本日日新聞』2026.8.19.

97 文部科学省　前掲注(89)

98 熊本県　前掲注(90); 「熊本地震　280 件超す文化財被災　救出急ぐ」『読売新聞』2026.9.2. 被害件数については個人所有のものが今後増える可能性もある。

く、復旧計画に大きな影響はないとされる[99]。文化庁は文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業[100]の実施について独立行政法人国立文化財機構に協力を依頼し[101]、現地での救出活動を 9 月 3 日から本格的に開始している[102]。また、文化庁が令和 6（2024）年に開始した官民共創による寄附促進事業「文化財サポーターズ」の一環として、クラウドファンディングを含む寄附募集と文化財所有者への支援を行っている[103]。

8　医療・介護

(1) 医療機関の被災と対応

断水や停電等の被災があった熊本県内の医療施設（病院及び有床診療所）は最大で 92 施設に上り、機能不全に陥った病院もあった[104]。診療所全般の機能にも影響が及び、宇城・八代地区で発災から 1 週間の間に通常どおり稼働できていたのはごく僅かにとどまった[105]。断水や機材損傷等によって透析実施が困難となった熊本県内の透析施設は最大で 13 か所に上った[106]。機能不全に陥った宇城市等の 4 病院は、計 438 人の入院患者を 7 月 31 日までに転院搬送した[107]。平成 28 年熊本地震では搬送の遅れなどにより転院先で死亡した患者が発生したが、今回はその教訓を生かして円滑に搬送が行われた[108]。また、一部の医療施設に対して、国土交通省や自衛隊等による給水支援が実施された[109]。給水支援やライフラインの復旧等により、8 月 24 日までに上述の 13 の透析施設全てで透析実施が可能となった[110]。

しかし、8 月下旬時点においても、断水が継続している医療施設や診療制限を余儀なくされている診療所が一定程度残り[111]、休診・閉院を決定した診療所や閉院も含めた対応を検討している病院もあった[112]。こうした状況を受けて国は新たに、断水中の手洗いなどの確保のための小規模分散型水循環システムの導入支援や、一定の要件を満たす医療機関を対象とした医療施

---

99 「熊本地震　280 件超す文化財被災　救出急ぐ」同上; 「令和 8 年熊本地震における熊本城の被害状況について」2026.8.5. 熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372239/3_72239_513300_up_mzck65rd.pdf>

100 被災した文化財や文化財建造物を保護するため、国・地方の指定等の有無を問わずに応急措置を行う事業。「令和 8 年熊本地震について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/r8kumamotojisin/index.html>

101 文化庁「令和 8 年熊本地震被災文化財等の救援活動の開始について」2026.9.3. <https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94433301.html>

102 熊本県　前掲注(90)

103 旧熊本藩八代城主浜御茶屋（松浜軒）庭園、江藤家住宅及び吉田松花堂の 3 文化財を対象に支援を行う。文化庁「官民共創による寄附促進事業「文化財サポーターズ」　「令和 8 年熊本地震　文化財復興緊急支援事業」を実施します」2026.8.26. <https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94427401.html>

104 内閣府　前掲注(7), pp.15-16 等。

105 日本医師会「「令和 8 年熊本地震」災害対策本部会議（第 2 回）」2026.8.5. <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/012845.html>

106 内閣府　前掲注(7), p.21 等。

107 「本部会議資料【健康福祉部】」（令和 8 年熊本地震に係る第 7 回災害対策本部会議）2026.7.31, p.[17]. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/315685.pdf>

108 「関連死から救え　医療者、熊本へ」『朝日新聞』（福岡南版）2026.8.14; 「EMIS 活用 迅速に転院」『東京新聞』2026.8.25.

109 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」（第 13 回令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議・第 3 回令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する関係閣僚会議資料）2026.8.27, p.5. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_jishin_kaigi_13.pdf>

110 内閣府　前掲注(7), p.21.

111 「令和 8 年熊本地震非常災害復旧復興本部（第 1 回）各府省提出資料」前掲注(19), p.4; 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」前掲注(109), p.3.

112 「宇城総合クリニック 来月末休止」『熊本日日新聞』2026.8.27; 「震度 7 で建物亀裂、再建断念」『熊本日日新聞』2026.8.31; 「熊本南病院（宇城市）閉院も」『熊本日日新聞』2026.8.27.

設等災害復旧費補助金の補助率の引上げなどの措置を講ずることとした[113]。

（2）高齢者施設の被災・在宅高齢者等の状況把握

熊本県内の高齢者施設では、最大 894 施設で建物被害が生じたほか、66 施設で停電、379 施設で断水の被害が発生した[114]。停電や断水により冷房や水分補給が十分でなく、熱中症になる入所者が多く発生した施設もあると報じられた[115]。被害を受けた他施設の入所者の受入れ等の理由により、通常に比べ過密状態になった施設からは、断水等の影響も相まって、衛生環境の維持が困難であるとの声が上がった[116]。また、介護職員の中には、被災によって勤務不可となった者や避難生活を送りながら勤務する者がいることから、人員の応援を訴える施設もあった[117]。

平成 28 年熊本地震の際、在宅避難者等の実態把握が困難であったことを踏まえ、熊本県は「災害時保健活動マニュアル」を作成し、在宅避難者等に関する情報の把握に努めるよう明記した[118]。令和 8 年熊本地震において、県内の各被災自治体では保健師らが在宅避難者の人数等の実態把握を行っている[119]。高齢者等の在宅避難者への支援について、有識者からは、普段からつながりのある保健師や介護サービス事業所がサポートする形が望ましいとの意見[120]や、各地の公民館や集会所に在宅避難者を支援する拠点を作り、住民やボランティア、他都市の応援職員等とも連携した支援態勢を整えるよう提案する意見等が挙がっている[121]。

９　その他

（1）偽・誤情報

発災当日、総務省は公式 SNS を通じ、令和 8 年熊本地震について、SNS 等のインターネット上で、科学的根拠のない言説等の真偽不明の情報が流通するおそれがあると注意喚起した。また、同日、同省は主要な SNS 等のプラットフォーム事業者に対して、利用規約等を踏まえた適切な対応を行うよう、要請を行った[122]。

しかし、発災後、①偽の救助要請、②災害便乗型の募金詐欺、③外国人による犯罪に関する流言等の偽・誤情報が SNS 上で見られた[123]。また、新聞に掲載された、倒壊した家の前で厳しい表情を浮かべる被災者の写真が、AI を用いて、被災者が笑顔でピースサインをする写真に改ざんされて SNS で公開され、中傷コメントが寄せられるというケースもあった。これについて、

113 「令和 8 年熊本地震非常災害復旧復興本部（第 1 回）各府省提出資料」前掲注(19), p.13.

114 厚生労働省「令和 8 年熊本地震について（第 62 報）」2026.10.5, 12:00 現在, pp.12-14. <https://www.mhlw.go.jp/content/001756138.pdf>

115 「高齢者施設　健康・衛生危うく」『読売新聞』2026.8.4.

116 同上; 「避難生活　迫る感染症」『中日新聞』2026.8.6.

117 「高齢者施設　健康・衛生危うく」同上; 「被災の特養「すし詰め」」『東京新聞』2026.8.3, 夕刊.

118 熊本県健康福祉部「熊本県災害時保健活動マニュアル」2017.10（2025.3 一部改訂）, p.30. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/278362.pdf>; 「酷暑　命守るため声あげて」『朝日新聞』2026.8.11.

119 「酷暑　命守るため声あげて」同上 熊本市では、被害の大きかった同市南区で、高齢者等リスクの高い在宅避難者の実態把握を行うため、専従班による戸別訪問を行ったほか、民生委員や自治会、消防団等からの情報提供を受ける等の取組を実施した。「関連死防止へ見守り強化」『熊本日日新聞』2026.8.19.

120 「熊本地震 3 週間　在宅避難　届かぬ支援」『産経新聞』2026.8.18.

121 「関連死防止へ見守り強化」前掲注(119)

122 総務省「熊本県を震源とする地震に関する被害状況等について（第 2 報）」2026.7.28, 17:40 現在, p.2. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001084311.pdf>

123 「【速報】SNS に見る、令和 8 年熊本地震の被害」2026.7.29. Spectee ウェブサイト <https://spectee.co.jp/report/reiwa8_kumamoto_earthquake/>; 「なぜ起こる？災害時「外国人犯罪」の流言」『東京新聞』2026.7.31.

肖像権侵害、著作権侵害、名誉毀損罪など幾重にも権利侵害又は違法とされ、被災者の尊厳を奪うものと批判されている[124]。

有識者からは、行政や報道機関の呼びかけが発災当日に出るようになったことを評価する声がある一方、AI による偽画像・映像の精巧化の懸念が指摘されている[125]。また、フェイク情報対策のため SNS を毎日監視している鳥取県のチームが、約 20 件の真偽不明の投稿について熊本県に情報提供し、こうした広域連携の取組が先進的な例として注目された[126]。

（2）デジタル・AI を活用した取組

限られた職員で被災者の対応に当たるには、最新技術の活用も重要となる。デジタル庁は、7 月 29 日から、災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）を派遣[127]し、被災自治体職員等が物資の調達・輸送等に必要な情報を共有する新物資システム（B-PLo）の入力効率化ツールの提案等を行った[128]。また、デジタル庁は、同日から、被災自治体等が AI を活用して災害情報の集約・整理・共有を行えるようにするため、新たに開発された災害対応業務のための AI アプリ機能を含め、被災自治体等に「ガバメント AI 源内」を提供した[129]。

被災者が避難所で開発した情報サイトもある。「イマココナビ」[130]は、被災者の投稿を基にし、スーパーやコンビニエンスストアの営業状況や品ぞろえ、炊き出しの場所、ガソリンスタンドの状況等、生活に関わる情報をリアルタイム集約した。開発者は、発災当日に作業を始め、AI を用いて 3 時間半で完成させた[131]。「イマココナビ」は口コミや SNS で評判が広がり、1 週間で 50 万人が利用した[132]。

このように災害対応のデジタル化支援等が行われているが、八代市で被災現場のデジタル化に携わった沼田宗純東京大学生産技術研究所准教授は、避難所運営の効率化等、被災者に適切な支援を届ける仕組みという意味でのデジタル化は不十分であると指摘している[133]。

---

124 「〔熊本地震〕被災者画像　AI 改変か」『毎日新聞』2026.8.11; 「社説　SNS とデマ　拡散前に真偽確かめたい」『熊本日日新聞』2026.8.19.

125 山口真一国際大学教授及び木村玲欧兵庫県立大学教授による指摘。「熊本地震デマ　繰り返される」『東京新聞』2026.7.30; 「【コラム・主張】＜災害時の SNS＞進化する「デマ」見極めを　「よかれ拡散」は危険　兵庫県立大学　木村玲欧」共同通信, 2026.8.4.

126 「災害デマ対策　自治体連携」『読売新聞』2026.9.28; 「鳥取の実証チーム　熊本に情報提供」『東京新聞』2026.10.5.

127 D-CERT は能登半島地震を踏まえて創設され、令和 8 年熊本地震において初めて被災地に派遣された（「松本大臣記者会見（令和 8 年 7 月 31 日）」2026.8.3 最終更新. デジタル庁ウェブサイト <https://www.digital.go.jp/speech/minister-260731-01>）。

128 「令和 8 年熊本地震に関する対応状況について（9 月 30 日）」デジタル庁ウェブサイト <https://www.digital.go.jp/news/8ee2e00d-6a81-452a-9191-7796fba0ae77> D-CERT の派遣は 9 月 15 日までで、9 月 16 日以降はオンライン等を通じ支援を行っている。なお、新物資システム（B-PLo）については、上巻Ⅲ2 も参照。

129 同上 ガバメント AI 源内の緊急提供は 9 月 30 日で終了し、要請のあった一部の自治体については令和 8（2026）年度末まで再延長の対応をしている。

130 「イマココナビ」<https://imacoco-navi.netlify.app/> なお、「初期フェーズの互助を支える」という役割を終えたなどとして 9 月 30 日にサービスは終了した。

131 同上; 「水や食料　みんなで情報共有」『朝日新聞』2026.8.5; 「被災者主役の生活情報サイト　AI 活用、リアルタイムで共有　熊本地震」『産経新聞』（大阪版）2026.8.12, 夕刊.

132 「イマココナビ」同上

133 三ツ村崇志編, 川口敦子「熊本地震で見た、避難所を「脱アナログ化」する生成 AI の可能性。首都直下災害、2 割しか避難所に入れない東京に求められるもの」2026.9.1. Business Insider ウェブサイト <https://www.businessinsider.jp/article/2609-generative-ai-change-disaster-preparedness-in-tokyo/>

復旧・復興に向けて

熊本県では平成 28 熊本地震以降も災害に見舞われたが、県民の力を結集し、困難に立ち向かってきた。令和 8 年熊本地震への対応に当たっては、災害関連死の抑制、早急な応急住宅の建設、市町村庁舎の機能維持など、前回の地震の経験や教訓が生きた面もある。一方で、支援物資の配布や避難所等の環境などの面で引き続き課題が認められたことに加えて、災害時に物資供給や避難場所としての機能を担う民間施設の安全確保など、新たな問題も浮かび上がった。

県に設置された「令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」の第 2 回会合において、同本部の本部長である木村敬知事は、前回の地震後に掲げられた「復旧・復興の 3 原則」[134]に基づき、「最速で目指す痛みの最小化」と「重点取組みによる被災地の新たな創造的復興」の 2 つの考え方を中心に復旧・復興プランの策定を進めるとしている[135]。

今後とも、国、県、市町村及び関係機関が連携を取り、県内の着実な復興が進められることが期待されるとともに、今回認識された課題が全国的に共有され、生かされることが望まれる。

【執筆者一覧】

Ⅳ　令和 8 年熊本地震の影響と復旧・復興		
1　インフラ・ライフライン	国土交通課	真子　和也
	国土交通課	鈴木　　萌
	経済産業課	前垣内敦史
	国土交通課	神足祐太郎
2　住宅	国土交通課	大島　優果
3　商工業	経済産業課	鈴木茉由子
4　農林水産業	農林環境課	田仲　絢子
5　観光	国土交通課	小針　泰介
6　子供の居場所・教育機関	文教科学技術課	河合　真希
	社会労働課	牧野　千春
7　文化財	文教科学技術課	河合　真希
8　医療・介護	社会労働調査室	堤　　健造
	社会労働課	牧野　千春
9　その他	国土交通課	砂田　篤子
復旧・復興に向けて	国土交通調査室	遠藤　厚志

【責任編集】

総合調査室
国土交通調査室・課

134 「被災された方々の痛みの最小化」「単に元に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す」「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」の 3 つをいう。熊本県「第 2 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」前掲注(94), p.65.

135 「【第 2 回】令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.9.4. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/5/278881.html>